

各市町村の定住・半定住に係る住宅取得等に対する補助制度の概要一覧

市町村名	住宅取得支援		リフォーム		家賃補助	
	補助額 (上限)	主な助成要件	補助額 (上限)	主な助成要件	補助額 (上限)	主な助成要件
富山市	借入額の3% (50万円)	まちなか居住	改修費の10% (30万円)	まちなか居住	月額1万円×3年間 (家賃－住宅手当)	まちなか居住
	25万円～35万円	まちなかに住宅を取得した 県外在住の個人				
	借入額の3% (30万円、上乗せ有り)	公共交通沿線居住				
高岡市	・新築、建売、新築マンション 借入額の5% (100万円) ・中古マンション 借入額の5% (50万円) ・中古住宅 取得額の5% (50万円)	まちなか居住	改修費の10% (40万円) ・バリアリフォーム 改修費の2/3 (10～15万円) ・エコリフォーム 改修費の2/3 (30～35万円)	まちなか居住 耐震改修と同時に実施		
	・新築、増改築、建売、マン ション購入 借入額400万限度に1%×5 年間利子補給 (20万円)	新婚世帯				
射水市	取得額の一部 (上限30万円)	県外から転入し、空き家バ ンクを利用した契約者	改修費の2/3 (30万円)	木造住宅 耐震改修と同時に実施		
魚津市	・新築 取得額の4% (40万円) ・中古 取得額の2% (20万円) ・子育て加算 10万円	転入予定者			月額1万円～ 1万5千円×3年間 (家賃の1/3)	・40歳未満の転入者 ・県内企業の新規就職、就 業、転勤者 ・入居初期費用の助成あり ・1年以上の賃貸借契約
	・新築 取得額の3% (30万円)	新規土地を購入した 市内居住者				
	・空家取得 1件につき一律20万円	空き家バンクを利用した契 約者 (6か月経過後)				
氷見市	・新築 取得額の10% (100万円) ・中古 取得額の50% (100万円)	左記、金額は転入者用。 (限度額は、子育て世帯な どの加算要件を満たした場 合)	・改修費の50% (50万円)	空き家バンクを利用した 契約者	・月額最大4万円 ×2年間 (月額家賃の支払い額)	空き家情報バンクを利用し た契約者・子育て世帯・20 代など。(申請者により金額 が変更。)
	・3世代同居 30万円 ・3世代近居 10万円	3世代同居・近居のために 住宅を取得すること(2世帯 住宅可)	・3世代同居 改修費50% (50万円)	リフォーム後に3世代同 居になること		
滑川市	借入額の3% (50万円)	まちなか居住				
黒部市	借入額の2% (新築:40万円、中古:20万 円) ※市が指定する「まちなか」又 は「地鉄沿線」の区域の場合 は、10万円加算		【登録空き家リフォーム補助金】 リフォーム費用の1/2 (50万円)	空き家バンクに登録され た空き家をリフォームす る者	賃貸料の1/5 ×1年間 (10万円)	空き家バンクを利用した契 約者
			【三世帯同居リフォーム補助金】 新規に同居する場合:50万円 既に同居している場合:20万円	中学生以下の子をもつ 三世帯同居家庭で、100 万以上のリフォーム工事 を行う場合		
砺波市	新築工事費の10% (20万円)	三世帯同居世帯	改修費の10% (20万円)	三世帯同居世帯	月額1万円 ×2年間 (家賃の1/2)	空き家バンクを利用した契 約者
			改修費の50% (50万円) ※三世帯同居世帯の場合改修 費の75% (75万円)	空き家バンクを利用した 契約者		
小矢部市	取得額の10% (転入:100万円 (+児童加 算一人10万円(中3まで)) (転居:20万円) (同地:10万円)		改修費の10% (10万円)	・三世帯同居世帯 ・転入者 ・市内業者利用	家賃－住宅手当 (転入世帯:月1万円×最 大12月) (新婚世帯:月1万円×最 大24月)	
南砺市	新築:100万円+家族加算 中古:60万円+家族加算 ※市指定山間過疎地域は奨 励金が1.5もしくは2倍		購入住宅 改修費の10% (20万円) 賃貸住宅 改修費の20% (10万円)	空き家バンクを利用した 契約者	月額1万円×1年間 (家賃) ※市指定山間過疎地域は 奨励金が1.5もしくは2倍	
			三世帯夫婦世帯 改修費の20% (30万円) 三世帯家族世帯 改修費の20% (10万円) ※市指定山間過疎地域は奨 励金が1.5もしくは2倍	三世帯同居世帯		
舟橋村	取得額の50% (リフォーム支援との合計で50 万円)	空き家バンクを利用した契 約者	改修費の50% (住宅取得支援との合計で50万 円)	空き家バンクを利用した 契約者		
上市町	20～100万円	夫婦の年齢の合計が75歳 未満である転入世帯 ※指定区域によって上限 額設定あり	改修費の10% (10～50万円)	夫婦の年齢の合計が75 歳未満である転入世帯 ※指定区域によって上 限額設定あり	10万円	民間賃貸住宅借入者で 夫婦の年齢の合計が75歳 未満である転入世帯

各市町村の定住・半定住に係る住宅取得等に対する補助制度の概要一覧

市町村名	住宅取得支援		リフォーム		家賃補助	
	補助額 (上限)	主な助成要件	補助額 (上限)	主な助成要件	補助額 (上限)	主な助成要件
立山町	補助対象工事費の1/4 新築・増築(25万円) 立山舟橋商工会加入業者施工の場合:10万円	里山地区居住 ・三世帯同居世帯 ・中学生以下の子どもがいる世帯 ・夫婦2人世帯で合計年齢が80歳以下の世帯 ・立山舟橋商工会加入業者の施工	補助対象工事費の1/2 (75万円) 特例加算:25万円 立山舟橋商工会加入業者施工の場合:10万円	県外から里山地区に移住・定住 特例加算: ・中学生以下の子どもがいる世帯または夫婦2人世帯で合計年齢80歳以下の世帯 ・立山舟橋商工会加入業者の施工		
		里山地区以外居住 ・県外から転入し三世帯同居 ・立山舟橋商工会加入業者の施工	補助対象工事費の1/2 (50万円) 特例加算:25万円 立山舟橋商工会加入業者施工の場合:10万円	県外から里山地区以外に移住・定住 特例加算:上記に同じ ・立山舟橋商工会加入業者の施工		
入善町	取得額の50% (60万円)	空き家バンクを利用した契約者	改修費の50% (30万円)	空き家バンクを利用した契約者 賃貸住居の改修		
	新築又は取得額の50% (60万円)	2親等以内の家族と同居	改修費の50% (60万円)	2親等以内の家族と同居		
		1親等以内の家族と同一地域内(町内会単位)に居住する近居				
取得費 (上限18万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先)	改修費 (上限18万円)	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯(※他公的補助事業優先)	①賃貸住宅の入居にかかる初期費用(敷金、礼金、仲介手数料、賃料1ヵ月分) ②新居入居にかかる引越費用 ①+②=上限18万円	結婚と定住の促進を図るため、夫婦の合計年齢が100歳以下で2年以上定住の意思のある新婚世帯	
朝日町	固定資産税額相当額(上限20万円)×3年+新築:50万円、中古25万円		改修費の50% (100万円)		月額1万円×3年間 (単身世帯は5千円)	

※朝日町では更に、転入者×10万円分の商品券